申請事業主の方へ

## 65歳超雇用推進助成金の申請について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高齢者助成部



### 目次

### はじめに

- 1. 65歳超雇用推進助成金の概要と支給までの流れ
- 2. 65歳超継続雇用促進コースの内容
- 3. 高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの内容
- 4. 高年齢者無期雇用転換コースの内容
- 5. 支給申請の手引きと申請様式など



定年を引き上げ て長く働いて もらいたい 賃金制度や健康 管理制度を導入 したい

> パートタイマーを 無期雇用に転換し て活用したい



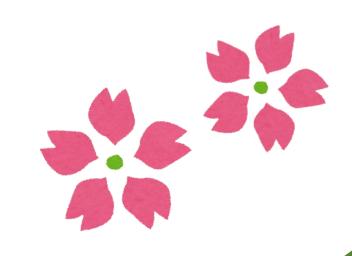
# 1. 65歳超雇用推進助成金の概要と 支給までの流れ



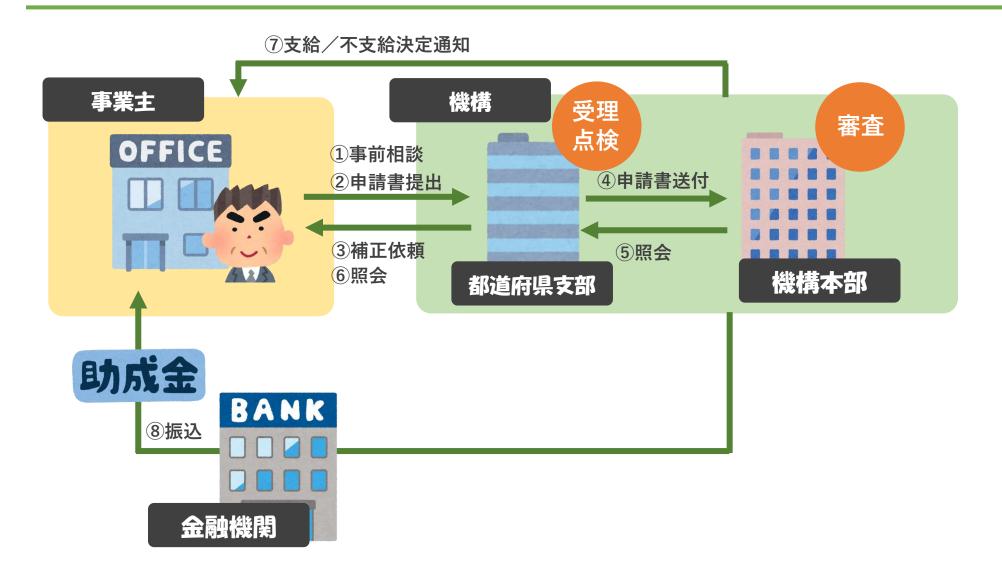
## 1.65歳超雇用推進助成金の概要と支給までの流れ

65歳超雇用推進助成金は高年齢者が意欲と能力のある限り年齢に 関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため、65歳 以上への定年引上げ等を行う事業主に対して助成しています。

- ・65歳超継続雇用促進コース
- ・高年齢者評価制度等雇用管理改善コース
- ・高年齢者無期雇用転換コース



## 助成金支給までの流れ



## 令和7年度の制度改正概要

令和7年4月1日からの主な制度の改正内容は以下のとおりです。

・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の遵守の確認期間の変更

「計画書の提出日から起算して6か月前の日から支給申請日の前日までの間」



「計画書の提出日の前日から支給申請日の前日までの間」

※高年齢者評価制度等雇用管理改善コース及び高年齢者無期雇用転換コースのみの改正内容

### 電子申請のご案内

# 電子申請とは

申請などの行政手続を、インターネットを利用して、パソコンを 使って行えるようにするものです。

e-Govとは

• デジタル庁がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口 です。

# 電子申請の メリット

- 手続はマイページで管理され、処理状況や通知等を確認できます。
- パソコン上だけで手続きが完了します。移動時間や待ち時間を気に する必要がありません。

● 今和7年4月1日から助成金の電子申請が始まり e-Gov電子申請の利用方法 電子申請とは?

利用方法の詳細や電子申請マニュアルは、機構ホームページに掲載しております。





# 2.65歳超継続雇用促進コース



## 2. 65歳超継続雇用促進コースの内容

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して160万円までを助成します。

## 65歳超継続雇用促進コースの内容

#### 例

### 就業規則の改正の例



#### (定年)

第〇条 従業員の定年は満65歳とし、65歳に達した年度の末日を もって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は 退職事由に該当しない者については、満<u>68歳</u>まで継続雇用する。



#### (定年)

第〇条 従業員の定年は満65歳とし、65歳に達した年度の末日を もって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は 退職事由に該当しない者については、満<u>70歳</u>まで継続雇用する。

### 65歳超継続雇用促進コースの内容

- ◆ 支給要件(主なもの)
  - ①定年の引上げ等の制度の実施
    - ・旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ(旧定年年齢が70歳未満のものに限る)
    - ・定年の定めの廃止(旧定年年齢が70歳未満のものに限る)
    - ・旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る希望者全員を対象とする66歳以上への継続雇用制度の導入 (旧定年年齢及び継続雇用年齢が70歳未満のものに限る)
    - ・他社による継続雇用制度の導入(他社による継続雇用年齢が70歳未満のものに限る)

#### ②就業規則の届出

改正前後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ていること

③高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高年齢者雇用安定法)の遵守

制度の実施日から起算して6か月前の日から支給申請日の前日までの間に法律の第8条、

第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと

## 65歳超継続雇用促進コースの内容

- ◆ 支給要件(主なもの)
  - ④経費の支出

専門家等に就業規則の改正を委託し、経費を支出していること

- ⑤対象被保険者がいること
- ・支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の対象被保険者が1人以上いること
- ・改正前後の就業規則の適用者であること
- ・定年の引上げ等の制度を規定した就業規則等の対象職種の者であること
- ⑥高年齢者雇用管理に関する措置の実施 等

高年齢者雇用等推進者の選任、高年齢者雇用管理措置を実施していること

## 支給額

#### 定年引上げ又は継続雇用制度引上げ

1月巨下14	65歳への 定年引上 ば	66~69歳への 5歳未満	定年の引上げ 5歳以上	,	の廃止	の継続雇用	70歳以上へ の継続雇用の 引上げ(注)
対象被保険者数	()	の方文/下刊町	りが以と入上	1.1/ (11./	(11.)	♥/ <b>/</b> /  <b>/</b> _()	71 T-1) (1T-)
1~3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円	15万円	30万円
4~6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円	25万円	50万円
7~9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円	60万円	100万円

#### 他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66~69歳への継続雇 用の引上げ	70歳以上への継続雇 用の引上げ(注)
支給上限額	10万円	15万円

(注)旧定年年齢、旧継続雇用年齢、他の事業主における旧継続雇用年齢が70歳未満の場合に支給します。

## 支給申請期間

◆65歳超継続雇用促進コースの支給申請期間は下記のとおりです。

制度 実施月	申請期間	制度 実施月	申請期間
令和7年 4月	令和7年5月1日~15日/令和7年6月1日~16日 令和7年7月1日~15日/令和7年8月1日~15日	10月	令和7年11月1日~17日/令和7年12月1日~15日 令和8年1月1日~15日/令和8年2月1日~16日
5月	令和7年6月1日~16日/令和7年7月1日~15日 令和7年8月1日~15日/令和7年9月1日~16日	11月	令和7年12月1日~15日/令和8年1月1日~15日 令和8年2月1日~16日/令和8年3月1日~16日
6月	令和7年7月1日~15日/令和7年8月1日~15日 令和7年9月1日~16日/令和7年10月1日~15日	12月	令和8年1月1日~15日/令和8年2月1日~16日 令和8年3月1日~16日/令和8年4月1日~15日
7月	令和7年8月1日~15日/令和7年9月1日~16日 令和7年10月1日~15日/令和7年11月1日~17日	令和8年 1月	令和8年2月1日~17日/令和8年3月1日~16日 令和8年4月1日~15日/令和8年5月1日~15日
8月	令和7年9月1日~16日/令和7年10月1日~15日 令和7年11月1日~17日/令和7年12月1日~15日	2月	令和8年3月1日~17日/令和8年4月1日~15日 令和8年5月1日~15日/令和8年6月1日~15日
9月	令和7年10月1日~15日/令和7年11月1日~15日 令和7年12月1日~15日/令和8年1月1日~15日	3月	令和8年4月1日~15日/令和8年5月1日~15日 令和8年6月1日~15日/令和8年7月1日~15日

定年の引上げ等の制度の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日(15日が行政機関の休日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)に当たる場合は翌開庁日)までに支給申請書に必要な書類を添えて、申請窓口に支給申請してください。

※制度の実施日が属する月(制度実施月)は支給申請期間には含まれません。



## 3. 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース



## 3. 高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの内容

高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度の整備措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

- ・賃金・人事処遇制度の導入又は改善
- ・労働時間制度の導入又は改善
- ・在宅勤務制度の導入又は改善
- ・研修制度の導入又は改善
- ・高年齢者向けの専門職制度の導入又は改善
- ・健康管理制度の導入 等

### 高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの内容

例

賃金・人事処遇制度の導入又は改善の例

定年(65歳)までの高齢従業員の意欲・能力に応じた適正な配置・処遇を 行うことを目的として、60歳以降の給与形態の評価要素として、職務及び スキルに関する基準表を導入。

#### 能力評価基準

区分	評価項目	合計点	達成率	評価
技	○○技能検定	120	77.4%	В
能	作業スキル度	105	67.7%	С
知	計画(段取り)	111	71.6%	В
識	コスト管理	104	67.1%	С

: : : : : :

## 高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの内容

- ◆ 支給要件(主なもの)
  - ①雇用管理整備計画書の提出、認定 計画の開始日の6か月前の日から3か月前の日までに計画書を 提出し、その認定を受けていること
  - ②高年齢者雇用管理整備の措置の実施
    - ①で認定を受けた計画を実施期間内に実施していること
  - ③高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高年齢者雇用安定法)の遵守 計画書提出日の前日から、支給申請日の前日までの間における定年及び 継続雇用制度が、法律第8条、第9条第1項の規定と異なる定めをしてい ないこと

## 高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの内容

- ◆ 支給要件(主なもの)
  - ④支給対象被保険者がいること

支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者であって、講じられた措置により計画終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること

### ⑤支給対象経費

雇用管理制度の導入等に必要な専門家等への委託費・コンサルタントとの相談に要した経費、措置の実施に伴い必要となる機器等の導入に要した経費

## 支給金額

支給対象経費(上限50万円)に60%(中小企業以外は45%) を乗じた額を支給します。

※初回の支給対象経費については、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします(2回目以降は50万円を上限とする実費)

区分	支給額
中小企業事業主	支給対象経費の60%
中小企業以外の事業主	支給対象経費の45%



## 4. 高年齢者無期雇用転換コース



## 4. 高年齢者無期雇用転換コースの内容

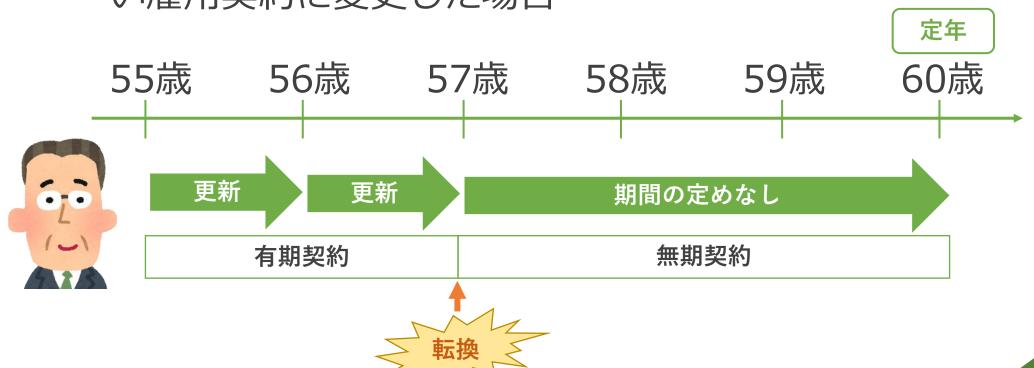
50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者(締結された契約期間が通算5年以内の者)を転換制度に基づき無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象者数に応じて一定額を助成します。



## 高年齢者無期雇用転換コースの内容

例

就業規則に規定した転換制度に基づき、1年ごとに雇用契約を更新してきた57歳の有期契約労働者を期間の定めのない雇用契約に変更した場合



### 高年齢者無期雇用転換コースの内容

- ◆ 計画書の要件(主なもの)
- ①無期雇用転換計画書の提出、認定 計画開始日の6か月前の日から3か月前の日までに計画書を提出し、その認定を 受けていること
- ②有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を就業規則等に規定していること
- ③高年齢者雇用管理措置を実施していること
- ④転換した無期雇用労働者を65歳以上まで雇用する見込みがあること
- ⑤高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の遵守 無期雇用転換計画書提出日の前日から、支給申請日の前日までの間における 定年及び継続雇用制度が、法律第8条、第9条第1項の規定と異なる定めを していないこと

## 高年齢者無期雇用転換コースの内容

- ◆ 支給要件(主なもの)
- ①無期雇用転換制度に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換していること
- ②無期雇用に転換した労働者を転換後6か月以上の期間継続して雇用し、 転換日以後6か月分の賃金を転換日以後12か月後の賃金支払日までに 支給していること
- ③当該転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと 等

## 就業規則への記載事項

例

無期雇用転換制度を就業規則に規定する際に記載が必要

な事項

有期契約労働者として締結された 契約に係る期間が通算5年以内の者 が対象となる旨を明示すること

○条 (無期雇用への転換)

有期契約社員として<u>締結された契約に係る期間が通算5年以内</u>かつ勤続6か月以上で、満50歳以上であり、所属長が推薦し、本人が転換を希望する者については、面接及び筆記試験を実施し、合格した者について無期雇用又は正規雇用へ転換することができる。

転換時期は、毎年4月1日及び10月1日とする。

転換時期を明示すること (「随時」は不可)

## 支給金額

・対象労働者1人につき30万円 (中小企業事業主以外は23万円)

※支給上限として1支給申請年度1適用事業所あたり10人まで



# 5. 申請窓口等



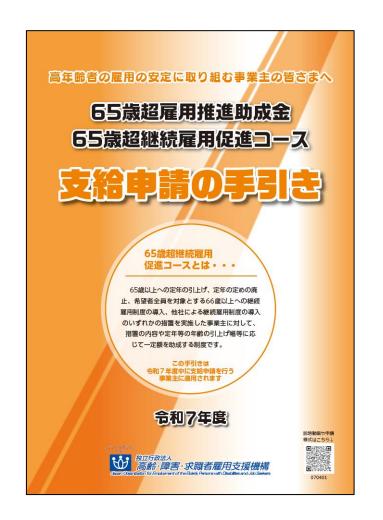
## 5. 支給申請の手引きと申請様式など

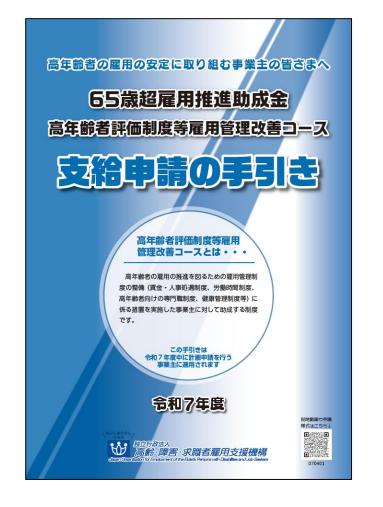
65歳超雇用推進助成金に関するご相談・申請等は各都道府県支部の高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。



## 支給申請の手引き

申請にあたっては「支給申請の手引き」を活用してください。







## ホームページのご案内



各コースの申請様式や 支給申請の手引きは機構 ホームページからダウン ロードできます。

https://www.jeed.go.jp/

高齢助成金 機構



## ご視聴ありがとうございました